神戸市立工業高等専門学校における公的研究費の管理・監査の指針

2023年４月１日
規則第 137 号

神戸市立工業高等専門学校（以下「本校」という。）における公的研究費の適正な管理・監査についての指針を次のとおり定める。

第１節　責任体系の明確化

(1)　本校全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う最高管理責任者として校長が当たる。

(2)　最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本校全体を統括する実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者として教務主事（研究）が当たる。

(3)　統括管理責任者の指示の下、本校全体の構成員に対し、実質的な管理監督・指導をするコンプライアンス推進責任者として事務室長が当たる。

(4) ①　最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。

②　不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、校務運営会議において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について会議構成員と議論を深める。

③　最高管理責任者が自ら部局等に足を運んで不正防止に向けた取組を促すなど、様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図る。

(5)　統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、指針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

(6)　コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、

①　機関全体の具体的な対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

②　不正防止を図るため、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

③　定期的に啓発活動を実施する。

④　構成員が、適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(7)　監事（本校の業務を監査する者をいう。以下同じ。）は次のことを行う。

① 監事は、不正防止に関する内部統制の整備及び運用状況について本校全体の観点から確認し、意見を述べる。

② 監事は、特に、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査（神戸市公立大学法人内部監査規則（2023 年４月規則第 24 号）の内部監査をいう。以下同じ。）によって明らかになった不正発生要因が不正

防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。

第２節　適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(1)　事務処理手続きに関する本校内外からの相談を受け付ける窓口を事務室総務課に設置し、効率的な研究遂行を支援する。

(2)　公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育 の受講、誓約書等の提出を義務付け、公的研究費の申請の要件とする。また、義務を果たさない場合は、公的研究費の運営・管理に関わることができないものとする。

(3)　本校内外からの通報（告発）の窓口を事務室総務課に設置する。

第３節　不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

本校全体の観点から不正防止計画の推進を担当する部署を事務室総務課に設置し、統括管理責任者とともに本校全体の具体的な対策（不正防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動等の計画を含む。）を策定・実施する。

第４節　研究費の適正な運営・管理活動

(1)　物品の発注・検収業務については発注者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築・運営する。

(2)　不正な取引に関与した業者への処分については、「神戸市指名停止基準要綱」（平成６年６月 15 日市長決定）別表第１及び第２の規定を準用する。

第５節　情報発信・共有化の推進

(1)　公的研究費の使用に関するルール等について、本校内外からの相談を受け付ける窓口を事務室総務課に設置する。

(2)　公的研究費の不正使用の防止のための取組に関する本校の方針等を内外へ公表する。

第６節　内部監査

(1)　公的研究費の適正な管理のため、神戸市公立大学法人の内部監査室による定期の内部監査を受けるものとする。

(2)　内部監査の結果については、コンプライアンス教育・啓発活動等を通じて周知を図り、本校全体として同様のリスクが発生しないよう徹底することとする。

第７節　その他

(1)　この指針に定めるもののほか、公的研究費の管理・監査に関し必要な事項は、校長が別に定めるものとする。

(2)　「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年２月 15 日、平成 26 年２月 18 日、令和３年２月１日改正、文部科学大臣決定）は、この指針の運用において参考にする。

(3)　この指針は、今後において適宜見直しを行い、その都度必要な改正を行うものとする。

附 則

この規則は、2023 年４月１日から施行する。

附 則

この規則は、2024 年４月１日から施行する。